

滋賀県立

聴覚障害者センター だより



- 63号 -

発行日／平成23年10月10日
発行所／草津市大路2丁目 11-33

TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101
ホームページ
<http://www.shigajou.or.jp>

障害者総合福祉法はどうなる？

新たな局面を迎える新法成立へ着手

福祉部会が提言まとめる

障害者基本法の一部を改正する法案が、衆議院本会議においては6月16日に、参議院本会議においては6月29日に採択され、8月5日に公布されました。この改正障害者基本法には、第3条の基本原則の3に、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択は利用のための手段に図られること。」と

取得又は利用にバリアのある障害者すべてにおいて、大切な基本原則となるものです。「可能な限り」という用語（6カ所）が入ったことは看過できない問題ですが、細野大臣には、「可能な限り」は言い訳に使うのではない。基本的な方向に向かって最大限努力をするという意味だ」と答弁しています。

また、参議院本会議において附帯決議が採択されました。この中に、「国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、

「障害者総合福祉法」「障害者差別禁止法」の骨格提言がまとめられました。（別表・参照）全日本ろうあ連盟からは西滝憲彦・理事、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会からは佐野昇・理事が同部会委員として加えています。

記載され、私たち、聴覚障害者・盲ろう者をはじめ、意思疎通と情報の

救済の仕組みを含む障害を理由とする者をはじめ、意思疎通と情報の

差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」が記載されています。

府の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会（部会長＝佐藤久夫・日本社会事業大教授）は18回に及ぶ議論の末、8月30日「障害者総合福祉法案」の骨格提言がまとめられました。（別表・参照）全日本ろうあ連盟からは西滝憲彦・理事、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会からは佐野昇・理事が同部会委員として加えています。

福祉サービスは 社会的・公的責任

いまの障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法」「障害者差別禁止法」

は利用のための手段に図られること。」と記載され、私たち、聴覚障害者・盲ろう者をはじめ、意思疎通と情報の

※別表

提言の主な内容

- ◇ サービスの支給は障害者の意向を尊重し、市町村が本人と協議・調整して決定
- ◇ サービス利用計画は本人が作成
希望すれば相談支援専門員（仮称）の支援も受けられる。
- ◇ 2つのセンターを創設
働く場の障害者就労センターでは最低賃金異常の確保を目指す。
作業・創作の場デイアクトビティセンターでは工賃を支払い、生活費は年金などでカバー
- ◇ 障害に伴う支援は原則無償。移動の支援者の交通費なども負担無しに。高額所得者には収入に応じた負担を求める
- ◇ 社会的入院・入所を早期になくすため、自分で選んだ住まいで暮らす「地域移行」の促進を法に明記
- ◇ 障害者福祉予算をO E C D諸国の平均水準に引き上げ
- ◇ 障害者の求めに応じて第三者が権利侵害の調査や改善を行う権利擁護（オブズパーソン）制度の創設

提言はとくに障害福祉サービスの利用を「原則無料」とするなど、給付の大幅底上げを打ち出しています。聴覚障害者関係部分において、「地域で自立した生活を営む基本的権利」の中で「障害者は、自ら選択する言語（手話など非音声言語を含む）及びコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営む権利を有し、そのための情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障される」と位置づけられました。

また、コミュニケーションは全国共通の仕組みとして実施するものであり無償とするとしています。このほか、総合相談支援センターの職員配置に手話通訳士等とろうあ者相談員配置を盛り込むなどが盛り込まれました。

政府は、この提言をもとに来年の通常国会に向けて法案整備に着手するといいます。

9月27日に衆議院第一議員会館で開催された「みんなで創ろう！情報・コミュニケーション法を－全国集会」（聴覚障害者制度改革推進中央本部主催）で次のようにアピールしました。

1. 改正障害者基本法の理念を踏まえて、今後の障害者総合福祉法（仮称）の制定、そして、障害者差別禁止法（仮称）の制定を着実に進めて下さい。

特に、来年の通常国会に提出される障害者総合福祉法（仮称）案の作成において、先般、障がい者制度改進会議の総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容が全面的に実現できるようご尽力下さい。

2. 情報・コミュニケーション法（仮称）の制定へ向け、私たちは具体的な案作りに努力しています。社会のあらゆる分野に参加するとき、かつ、共生するときに基盤となる情報へのアクセス・コミュニケーションの保障のしくみについて法整備が必要であることをご理解頂き、情報・コミュニケーション法（仮称）の制定が円滑に進められるようご協力をお願いします。

この提言はとくに障害福祉サービスの利用を「原則無料」とするなど、給付の大幅底上げを打ち出しています。聴覚障害者関係部分において、「地域で自立した生活を営む基本的権利」の中で「障害者は、自ら選択する言語（手話など非音声言語を含む）及びコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営む権利を有し、そのための情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障される」と位置づけられました。

難聴者への理解と要約筆記の普及を目指して

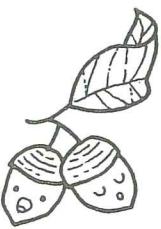
（）聴覚障害者社会参加と就労支援事業推進について

難聴者の抱える課題の多くが、就労面に関するものであり、仕事上の指示が分からぬ。会議の内容がつかめない。他愛ない雑談にも加われない。といったようなことで実際に悩みを抱えている方もおられます。日常的に話すことには不自由がないため、周囲の人間に聞こえないことを気づいてもらえません。また、不由さを自ら説明できる人は少なく、聞こえない不自由さについての理解も得にくい

今後は、実際に聴覚障害者を雇用している企業などにも訪問を行い、啓発の対象をひろげていきたいと考えています。また、新たに難聴者支援のためのガイドブックやDVDを作成し、それらを活用した啓発活動も含めて取り組んでいきたいと考えています。

この取り組みを機に、難聴への理解をより深めてもらうと共に、要約筆記が多様な場面で活用可能であり、効果があることの周知につながっていけばと思っています。そして、就労面に限らず、日常の生活で周囲の人々が、中途失聴・難聴者の望む配慮を心がけて良い環境・関係が生まれるきっかけになればと思います。

そのような現状を踏まえて、当センターでは「聴覚障害者社会参加と就労支援事業推進について」を主軸とした取り組みを行っています。



平成23年度 コミュニケーション支援事業

担当者研修会 報告

去る7月12日（火）～14日（木）全国手話研修センターにおいてNPO法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会（以下 全聴情協）主催のコミュニケーション支援事業担当者研修会が開催されました。昨年度より同研修会の名称が変わりました。以前は「手話通訳者派遣事業コーディネータ研修（C.D研修）」と呼ばれていました。全国の情報提供施設から派遣担当職員が集まり研修を受けます。今年は28施設と1派遣事業所から44人の参加があり、滋賀からは日常業務の関係で要約筆記事業担当者1名が参加しました。今研修会では、東日本大震災 被災地に赴かれた3講師や各施設の担当職員から障害者の避難所や家庭での様子についての報告がなされました。

12日の午後「障害者権利条約と障がい者制度改革、その課題と展望」と題して東京大学大学院特任准教授 隆修先生に講義をいただきました。推進会議で話し合った項目と政府が

全国手話研修センターにおいてNPO法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会（以下 全聴情協）主催のコミュニケーション支援事業担当者研修会が開催されました。昨年度より同研修会の名称が変わりました。

同会議の意見を尊重し決めたことを比較し前進した点について話されました。合理的配慮をするのが常識だという社会にしていくべき、そのためには法律で位置づけることが変えている方法だと話されました。

同日2つめの講義は、全聴情協所長 近藤幸一氏から「福祉の動きと聴覚障害者情報提供施設のあり方」についての講義がありました。災害被災地では、住民票がない避難場所ではコム支援事業が利用できないという問題。また情報提供施設の役割が大きいにもかかわらず、宮城・福島県には情提施設がなく、厚労省に設置要望の予定があると話されました。

13日の午前は、3月に厚労省から通達のあった要約筆記者養成カリキュラムが決定された経過と意義について、全国難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 高岡 正氏よりのお話をでした。すでに同団体が推薦してきました。108時間の養成カリキュラムをベースに地域性を加味したものとなっ

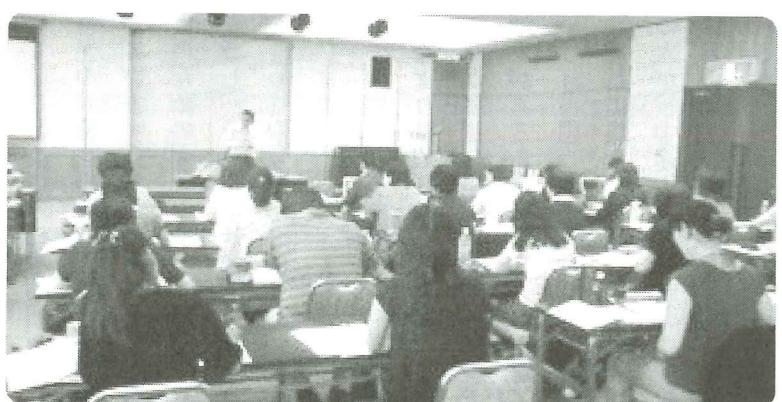
センターの草刈り

8月13日（土）猛暑の中、社団法人滋賀県ろうあ協会老人部と青年部がセンターの周りに草茂っていたものをすっきりと刈っていただきました。手慣れの高齢部のみなさんが青年部の方に手ほどきをしておられていました。

刈った草は延べ20袋ほどになりました。センター周辺の植木も見事に整えられ、見違える程センターが立派に見えるようになりました。ありがとうございました。



たこと。専門性の高い要約筆記者の養成を目指した養成・研修事業を実施していくことになるとの講義がありました。午後は、大谷大学文学部準教授 志藤 修史先生からは「コーディネーターに求められる資質とリスクマネジメント」という講義と演習がありました。演習では、新設の2施設から参加の職員の方々もグループ討議に参加され、提示された事例について熱心に意見交換をされました。分散会は手話、要約筆記に分かれ、事前アンケートの項目や日常業務での課題について話し合い、情報交換もできました。翌日の午前中まで分散会が続けられ正午に終了、解散しました。



～講義風景～

情報交換コーナーを設置

聴覚障害者センターの情報サロン室に聴覚障害者関連団体の機関紙や団体紹介パンフレットなどの情報を観閲できるコーナーができました。発見、出会いがあるかもしれません。

ご自由に見ることができますので、情報サロン室でごゆっくりご覧下さい。



盲ろう者と交流会しよう

8月6日(土)の午後、大津市ふれあいプラザ(浜大津明日都)にて、滋賀県、滋賀県立聴覚障害者センター主催で「盲ろう者と交流しよう」を開催しました。当日は、盲ろう者2名、通訳・介助者4名、しが盲ろう友の会の協力で、大津市を中心に手話サークルのメンバーや手話講座受講生、盲ろう者に関心のある方々が9名集まりました。まず、地元の盲ろう者の体験談を聞き、手のひら書きや触手話などコミュニケーションを教えていただきました。他にも、盲ろう者を知る講義と滋賀県の盲ろう者支援の歴史を学習し、最後はじゃんけんゲームで大いに盛り上りました。手を触って手話がわかるなんてびっくりした、と参加者の多くはおどろいていました。盲ろう者を理解する人が増え、盲ろう通訳・介助者養成講座の参加者が一人でも増えるよう、お願いをして交流会を閉じました。来年は、あなたの地域へうかがうかもしれません。

タツノオトシゴ

大震災から半年余りが経ちました。1日も早い復旧・復興が望まれているなか、9月中旬に発表されたニュースが気にかかりました。決して悪いニュースではありません。その内容は、総務省が福島県の13市町村を対象に「自治活動支援」を行うというもので、東電福島第1原発事故で福島県外の自治体に避難中の住民が、避難先で自治会をつくったり、集会場の確保や広報誌の作成、避難先住民との交流会などに要する経費の一部を補助するものです。「共通のふるさとをもつ住民に地域の絆を維持してもらう」のがねらいのようです。

阪神大震災では、仮設住宅での孤独死や自殺があいつぎ大きな社会問題となりました。人と人のつながりや結び付きがとても重要であることが明らかになったのです。住民同士の支え合いが生きていく上で不可欠であり、今回の「自治活動支援」は的を得ていると思います。

そのことは聞こえない人たちにとっても例外ではありません。支え合いは人と人のコミュニケーションが大きな役割を果たします。聞こえない人たちが、ふるさとを共にする住民との関わりを広げ、交流を深めていくためにはコミュニケーション保障が必要なこと、また聞こえない仲間とも繋がり、くらしの支え合いがすすむような支援が必要なことを、このニュースを通して考えました。みなさんはどう考えますか?(H・K)